

通帳・証書への代表者名等の印字廃止について

お客様各位

いつも当金庫をご利用いただきありがとうございます。

この度、当金庫では、法人等(団体、地方公共団体を含む。)のお客様の通帳・証書名義について、代表資格および代表者名の表示をしない取扱いに変更させていただきました。

つきましては、通帳を繰越された際、法人等名義のみの印字となりますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、代表資格および代表者名の印字が必要なお客様は、窓口までお申し出ください。

枚方信用金庫

令和2年11月24日

【通帳等の氏名印字例】

(現行)

店番一口座番号	〇〇〇〇株式会社
	代表取締役 〇〇 △△

(変更後)

店番一口座番号	〇〇〇〇株式会社
---------	----------